

総務産業委員会報告書

平成28年12月12日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 山本恒道

平成28年12月12日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第119号 備前市立備前焼ミュージアム設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第143号 備前市防災行政無線施設(デジタル移動系)整備工事の請負契約の変更について	原案可決	なし

<所管事務調査>

- ふるさと納税について
- 備前焼ミュージアムについて
- 職員の綱紀粛正について
- 旧アルファビゼンについて

<報告事項>

- 一般職任期付職員の採用について (総務課)

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第119号の審査	2
議案第143号の審査	5
報告事項	10
所管事務調査	13
閉会	24

総務産業委員会記録

招集日時	平成28年12月12日（月）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午前11時45分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中(第8回定例会)の開催		
出席委員	委員長	山本恒道	副委員長	森本洋子
	委員	田原隆雄		尾川直行
		津島 誠		守井秀龍
		石原和人		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	鶴川晃匠		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	市長室長	今脇誠司	ふるさと寄附課長	下山 晃
	秘書広報課長	藤田政宣	危機管理課長	柴垣桂介
	総合政策部長	佐藤行弘	施設建設・再編課長 兼 庁舎建設担当官	平田惣己治
	企画課長 兼 人口減対策監	野道徹也	総務課長	石原史章
	財政課長	河井健治	契約管財課長	濱山一泰
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	金藤康樹
	会計管理者	中野新吾	監査委員事務局長	正富福政
傍聴者	議員	立川 茂	山本 成	
	報道関係	読売新聞		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○山本委員長 ただいまの御出席は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は市長室、総合政策部ほか関係の議案審査、所管事務調査を行います。

所管事務調査に先立ち、執行部からの報告事項をお受けいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、直ちに本委員会に付託されました議案の審査を行います。

***** 議案第119号の審査 *****

まず、議案第119号備前市立備前焼ミュージアム設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案書の41ページです。

○尾川委員 質疑もあつたんですけど、資料の購入、寄贈という審査、評価、その価値をはかる必要性が市としてあるんですか。というのが、大体古備前なら陶友会がやっとなし、それから購入するときは業者からの相場というのがあって、決定していくと思うんですが、そのあたりちょっと詳しく何で市が手を出してどういうんですか、価値をはかる必要があるのかなという気がするんですけどね。というのは、しつこうなるけ説明が、逆に言うたら、備前市が価値を決めるということになりゃせんかと、備前市が価値を決める必要はねんじゃねんかという気がするんですけど。

○藤田秘書広報課長 購入時には、ある程度の購入価格等の見込みを評価額でもって、この委員会をもって決めて予算取りをする必要もありましょうし、また寄附においてもそういった事例が出てきた場合にもどれくらいの価値があるものか、それがミュージアムにとって美術的にも学術的にも必要なものかどうかというようなことを決める必要が、受けるべきかどうかというようなことを判断する機関としての役割もあるというふうに考えております。

○尾川委員 その説明はわかるんですけど、決めにゃいけんという必要があるのかなと、要するに贋作というか、にせものかどうかを判断するとかはある、それをミュージアムで手を出すことがどうかという、どのくらいのものかというのを市の美術館というか、こういう施設でそんな把握せんでもええような気がするんです。そのあたりはどんなんです。

○藤田秘書広報課長 館藏品につきましても決してそのミュージアムには多いとは言えない状況でございますし、いろいろとやっぱり価値のあるものについては公的な機関の備前焼ミュージアムで保管、保存したいということもあります。

○尾川委員 具体的に、今そういう問題が起こつとんですか。

○藤田秘書広報課長 一応ことしその寄附を受けておりまして、それについてどれくらいの価値があるものかというようなことを決める必要があるという案件もございまして、今後その価値のあるものについては購入していきたいということでございます。

○尾川委員 ですから、その辺がちょっとどうもようびんとこんのじゃけど、市が直接出さずに第三者が、ある程度市場があるわけでしょう。そしたら、次から価値が決まってくるが、大体。

それを世間相場というんでいきやえんじゃねん。何ぼやったって売り買いで、こっちが値段を何ぼと言うたって、そりゃ折り合いがあるわけじゃから、一応こっちが何ぼじゃというのは備前市が相場をつくるということが問題じゃねんかと言ようるわけですわ。いろんな相場があつて、その市場があるわけじゃから、そこに任せとつたらええんじゃねんですかということと言ようるわけ。

○今脇市長室長 質疑のときにもお答えしたんですけども、まず今寄附の話がありまして、これは館蔵品台帳に金額も載せるということが1つと、それから寄附を受けた場合の善行表彰が30万円以上になったり、あるいは感謝状となったり、そういう境目のこともあります。

それから、ミュージアムに必要かどうかというのを判断するというような機関でもあるということも質疑のときにお答えしたと思います。

あと先ほど言われたように、真贋を見分けるとか、だから買うときはもちろんその金額の提示があるわけですけど、寄附のときなんか判断するのが要るということです。

それから、あと大体どこの市立美術館でもこういうのが設置されておりますんで、やっぱりそういうお話があつたときに、じゃ、誰がどういう判断をするのかというのが、今のところはそういう話が余りなかつたんでしょうけども、今後やっぱりそういう機関を通してというのが要るのかなというふうに思います。常設だけのところだと、問題ないんですけども、やっぱり品物が動いていく中ではそういう審査する機関が要るのかなと、県下の市立の美術館、瀬戸内、井原とかいろいろありますけども、そういうところもこういう機関を設けておりますので、備前市でも設けておく必要があるのかなというところです。

○尾川委員 市で設置しとるというて、どこどこしとん。

○今脇市長室長 倉敷市立美術館、高梁成羽美術館、瀬戸内市立美術館、井原市の田中美術館になります。それから、新見の美術館ですか、そういうところが設置しておるということです。

○尾川委員 今そういう説明があつたんですけど、同じことばあ言うんですけど、備前市がそのものの価値を決めるということは責任が出てくるんじゃねえかなと、そりゃ自分ところでもろうたもんはどのくらいでというふうに、それを公開するかせんか知らんけど、仮にそれをまた備前市は売るといふようなことはないんかどうかわかんですけど、手放すときに値段が決まって、それがよその相場と相当のギャップがあつたり違いがあつたりしたら問題じゃと、備前市がもう烙印を押しとるわけじゃから、そういうことでその古備前ではどういう美術品が入って寄附があるんかわかんけど、そういうものに相場つける公表するんかせんか、その後はどんな考えとるわけ。

○今脇市長室長 売るといふことは余り想定していないので、基本的には公開も必要ないのかなと思いますけど、台帳上に控えるということは要るのかなと思います。恐らくこちらからよそに出すときになれば、受け取るところがまたこういう機関で判定を時価があるでしょうから判定することなんだろうと思いますけど、今のところほかのところに例えば寄附を受けたものを回すといふようなことは、貸し出しはあつても売るといふことは余り考えられないんじゃないかなというふうに思っております。

○尾川委員 具体的に何百万円の寄附があったら報償というか、表彰というんか、そういう制度があるわけで、大体何ぼぐれいというのがわかってくるが。微妙な差があったとしても、そういうことに余り備前市がかかわりを持たんほうが、結局陶友会の仕事が備前市へ来てしもうて、そのときの責任誰がとるんですかと、古備前に手を出して決めてしまうと、陶友会の仕事もう金もかかるしそっちでやってくれということになりやせんかという心配をしょうて、その辺をきちっとすみ分けというか、明確にしてほしい。

○今脇市長室長 あくまで価値を決めるだけではなくて、そのある意味受け取るかどうかも含めて先ほどの真贋の話もありましたけども、備前焼ミュージアムにふさわしいものかどうかというところも含めて、例えばじゃ、館長が1人で決めるのかというのではなくて、やっぱりこういう機関を通して判断していくという、判断機関という、軸足はそっちかなと思います。単なる鑑定団みたいなもんじゃないと思います。

○尾川委員 だから、鑑定団じゃないんだというふうな想像の域じゃなしに、明確にここまでの仕事ですよとかはつきりさせとかなと、古備前なんかとにかく手を出したら相場を決めたことになるわけじゃから、知らん人が多いからわしゃしつこう言よんじゃけど、こういうものに市がよその美術館もやっつると言うんじゃけど、特に備前焼なんかの問題というのは相当いろんな問題が、私は聞いたことがあるからな、市がやったりしてしょうると余りええことにならんと思うて。そしたら名前言えるん。

○藤田秘書広報課長 まだ正式に決まっておきませんので、名前については伏せたいと思います。

○尾川委員 今後の取り扱いはどうするん、その名前は公表するん。

○藤田秘書広報課長 人を評価するようなものじゃないので、物を評価するものですので、そんな特に、秘密会にする場合もありますけれど、公表しないというわけではございません。

○尾川委員 その辺ももうちょっと、余りしつこう言うても悪いけど、文化財保護審議委員だって公開してないんで。ありや人を評価するんじゃねんよ。ずっと議会には公表せずに通してきとんよ、文化財保護審議委員、資料調査員も。その辺をよう統一した取り扱いにして、トラブルのねえようにしてほしいというのがある。条例に反対するんじゃねんよ。そういうところをよう詰めて、どこまでの範囲で、市のポジションはここまですよというのを明確にしていかなと、トラブルのもとですよということを言ようるわけじゃ。後は担当者がころころ変わるんじゃから。

○藤田秘書広報課長 尾川委員さん言われたように、市の無形文化財を決定するときのお話も副市長にも聞いておりますし、一切公表しなかったということは知っております。内部的なその規定を、しっかり決めて取り扱っていきたいというふうに考えます。

○田原委員 今のやりとりを聞いてって、私も尾川委員の懸念と一緒になんです。議論が、かみ合うてない。何で市が、そこまでやらんといかんのか。特に備前焼の町なんじゃから、備前焼の美術館なんじゃから、そこには陶友会という権威者が歴然とした1000年の歴史を守っとる、そういう会があるわけじゃから、そこにお願ひしたほうが私は無難なような気がしてなりません。

どうも議論が、かみ合うていないんじゃないかな。ちょっと心配します。

○藤田秘書広報課長 市立のミュージアムは陶友会とは別物ですので、そういったことは一切考えておりません。

○田原委員 陶友会と別物、それは機関として当たり前、決まってるがな。今まで、陶友会さんが運営していたわけですよ。それをいろいろ財政的な面で、もうお守りがしにくいんでお願いしますということで市が預かったはずよ。あの人たちにはあの人たちの思いがあると思うよ。その辺やっぱりようすり合わせてなかったら、私はまずいんじゃないかという感じが今の議論聞いて感じました。私は、そこまでしんどい目せんでもえんじゃないかという気がするんです。余り人の心へ手を突っ込んだら、後々しんどい目せんといかんようになるということを忠告しておきます。どうせ引っ込めんのじゃろうから。

○藤田秘書広報課長 御意見として、伺っておきたいと思います。

○田原委員 どうせそういう答弁しかねえ思うたわ。

こっちが言うても意見聞かんのじゃから、議論にならんわ。一緒に話しましょうという姿勢がないんじゃないから、何ぼ提案しても意見言うても意見として聞いておきますじゃ、もう話にならん。いいです、もう。

○石原委員 このたびの改正の必要性のようなところで寄附のお話があってというような御答弁あったかと思うんですけれども、その寄附のお話の内容で、いつごろどのような形で今現在いただいとるのかというようなところも、可能な範囲でお教えいただければと思うんですけれども。

○藤田秘書広報課長 財産の処分の関係だと思うんです、相続関係の、関東のほうの方から古備前の三国甕ですね、今現在ミュージアムにも1階のホールにもありますけれど、そちらのほうの寄附の申し出をいただきまして、それについてどういった価値のあるものかというものを評価額的に出しておきたいということも、今現在の事例が発生しているということでございます。

○山本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

これより議案第119号を採決いたします。

本案は原案のとおり議決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第119号の審査を終わります。

***** 議案第143号の審査 *****

引き続き、議案第143号備前市防災行政無線施設（デジタル移動系）整備工事の請負契約の

変更について、追加議案書の3ページをお願いします。

○柴垣危機管理課長 それでは、今回の備前市防災行政無線施設整備工事の請負契約の変更について参考資料等を添付させていただいておりますので、御説明したいと思います。

現在急ピッチで進めております防災行政無線の工事でございますが、前回の9月の委員会で報告をしました後、岩盤対応等の工事や障害物の移設や撤去などの追加変更が出ておりますので、報告をしたいと思います。

まず、変更点について議案の参考資料にも載せておりますが、それとあわせて今回提出しております資料で御説明をしたいと思います。

まず、今回おつけしております資料の1枚はぐっていただいたところに、金額的なものの振り分けをしております。大きな項目の5点につきましては、議案の参考資料にあわせております。こちらの数字は、あくまでも設計で出てきた数字というふうにしております。

まず、1点目の回線ルートの変更に伴う熊山鉄塔及び基礎部の補強工事でございますが、ルートの変更につきましては前回9月の委員会のほうで資料等を出しまして説明しておりますので、そこは省略したいと思います。

今回資料でお示しておりますのは、鉄塔の補強工事ということで附箋1がついておるところに熊山の鉄塔の図面を示しております。下のほうの部分で太字、太線で示しておところが今回の補強に当たる部分でございます。

次に、2点目ですが、半固定局の追加工事ということで、こちらも前回の9月の委員会で説明をしておりますが、今回その実物の写真を示しております。附箋2がついておるところですが、写真の上にありますのが半固定型の無線装置で、下にありますがハンディー型の携帯型無線装置ということで、今回ハンディー型のほうから半固定型のほうへ変更になっております。

次に、3点目ですけれども、こちらは既設備前市ネットワークを使用したシステムということで、本庁から東備消防組合、日生総合支所及び吉永総合支所へ送信をしております無線システムの情報を当初はNTTの専用回線を使うこととしておりましたが、備前市ネットワーク回線に変更するという内容でございます。備前市ネットワークへの変更は当初にシステムを組むための費用が発生をしますが、NTT専用回線のように月々の回線使用料の支払いがなくなるということでこの変更を検討しております。

附箋3で、フロー図を出しておりますが、本庁から岡山情報ハイウェイを使って吉永総合支所、日生総合支所、それから東備消防組合へ情報を送るということで回線の使用料がなくなるということでございます。

次に、4点目ですが、こちらは工事の中で現場の対応が必要になったという追加の工事でございます。

まず、1点目が発電機の設置場所の変更に伴う既設建物の撤去ということで、こちら附箋4をつけておる1枚目のところですが、発電機を置く場所を当初吉永総合支所の事務室に近い場所に予定をしておりましたが、こちら赤い波線で囲ったところになっておりますが、こちらを予定し

ているすぐそばに県が設置をしております震度計がありまして、近いと発電機が作動したときに震度計に振動が伝わってしまうということで、場所を変更しまして、図面で言う上の部分へ合併前に使っておりました犬小屋、野犬等を捕らえたときに保管しておく犬小屋がありましたものを現在は使用しておりませんので、そこを撤去してそちらへ発電機を置くという内容でございます。

次に、2点目が作業道の改良工事ということで、こちら福石の中継局のほうですが、資料は4の2枚目になりますが、こちら傾斜のほうが非常にきつかったということが作業道路をつくっていく中で判明して、黒い実線で書かれておりますのが実際の勾配でございます。それを今回、赤い波線のほうで傾斜を変えているという内容でございます。

次の3点目の埋設配管の移設工事、こちらちょっと資料のほうがございませんが、加賀美の中継局のほうで工事を進める中で近くにあった水をためているタンクから近くの八塔寺農園の畑のほうへ水を送る配管がちょうど下を通っておったということが判明して、その配管を移設しております内容でございます。

次の藤棚の移設工事ですが、こちらは楯越山の中継局で資料のほうは4の3枚目でございますが、当初は藤棚があっても工事に支障はないということでしたが、実は楯越山で岩が出てきまして大型の重機を入れるということになって藤棚が邪魔になったということで、これを一時的に撤去して工事完了後はまたもとに戻すということでございます。

次に、防草シートの工事ですが、こちら4枚目につけておりますが、いわゆる建物とか鉄塔の基礎部分以外のところが土のままということで、今後管理をする中でどうしても草等が大きくなってしまふということが後々の管理の中では支障になるということで、こちらに防草シートを敷くということで追加を考えております。

次の水道管の移設工事ですが、こちら発電機を設置する場所にちょうど下に水道管があったということが工事の中で判明し、それを移設したという内容です。こちら資料のほうは申しわけありません、入っておりません。

4の最後が落雷注意の喚起の看板ということで、イメージ図を4の最後のところにつけております。こちら鍵がかかってしまう中継局、一般の人が入れない状態の中継局ではない加賀美の中継局や楯越の中継局につきまして一般の方が落雷のときにそばにいると危ないということで、注意喚起を示すということでこちらを追加しております。

最後に、大きい5番の項目ですが、こちらが岩盤アース工事ということで各中継局の中で工事を進める中で岩盤が出たところと、それから岩盤によって避雷針のアースがとれない場所について工法等を変更してアースの工事を行うようにしております。岩盤が出ましたのは、4カ所中の福石の中継局、熊山中継局、楯越山の中継局の3カ所です。こちら附箋の5がついているところに、それぞれ写真を福石と熊山と楯越山の3カ所をつけております。

それから、アースの工事のほうは福石の中継局と楯越山の中継局の2カ所でございます。アースにつきましては、従来の岩盤を掘り進めてやるというものではなく、金網状のものを敷き詰め

てアースをとるという工法に変更しております。こちらのほう、図面のほうで赤い斜線で塗り示しているところが敷き詰める場所ということでございます。こちら、それぞれ中継局ごとに図面を示しております。こういうふうに金網状のものを敷き詰めることで、除去率を高めるようにしております。

以上の大きな5つの項目でございますが、以上の変更内容で請負代金が1,126万8,720円増となります。総額が6億5,818万8,720円となる変更契約でございます。御審議をどうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 説明が終わりました。

これより質疑を。

○守井委員 説明の中で2点ほどちょっとお聞きしますけど、回線使用料が独自の回線を使うということで使用料がなくなるということのようですけど、予定では回線使用料というのはNTTで年間あるいは月とか、どのくらいの料金が発生しておったのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

もう一点は、防草シートなんですけど、これもある程度耐用年数があるんじゃないかと思うんですけども、何年かしたら取りかえが発生するのではないかと思うんですけど、そのあたりはいかがかお教えいただきたいと思います。

○柴垣危機管理課長 まず、NTTの専用回線のほうでございますが、4回線で月に18万8,460円、年間で226万1,520円の見積もりでございます。

それから、もう一点の防草シートの耐用年数ですが、こちらのほう申しわけありません、資料の持ち合わせがありませんので、後ほど確認をして回答させていただきたいと思います。（後刻回答あり／12頁）

○守井委員 そしたら、回線使用料のほうですけども、226万円と387万円の投資ということですが1年半ほどで回収できるということで、以降は費用が発生しないということよろしいんですかね。

○柴垣危機管理課長 先ほど言いました東備消防組合、それから日生と吉永の総合支所につきましては先ほどの備前市のネットワークを使うことで回線使用料は発生しませんが、楯越山のほうには実はこちらのネットワークのほうが通っておりませんので、こちらはNTTの専用回線となりますので、こちらの1カ所分だけ回線の使用料が必要になってきます。こちら楯越山のほうが月額7万3,440円で、年間でいうと88万1,280円の見積もりが現在出ておりますが、こちらは必要になってきますが、先ほど言いましたそれ以外の3回線については必要なくなります。

○守井委員 どちらにしても、安価で済むという設計をしたということですね。

○柴垣危機管理課長 はい、そのとおりでございます。

○尾川委員 この総額として、補助は幾らもらえるのかな。

○柴垣危機管理課長 補助のほうですが、もう一度計算をさせていただくようなことになろうか

と思いますが、余りこの中で補助対象になるという項目がありませんので、そんなに大きな金額にはならない予定です。

○尾川委員 計画変更の前は、幾らでしたかね。

○柴垣危機管理課長 済みません。後ほど確認をして、回答させてください。（後刻回答あり／12頁）

○尾川委員 それから、もう一点ね、落雷注意なんですけど、やはり人間が近づける場所と近づけない場所があると思うんですけど、一応看板で注意するんだと思うんですけど、どういうふうに何枚ぐらいつける計画しとんですか。その危険性というのはかなり高いもんなんですか。

○柴垣危機管理課長 場所については、楯越山と加賀美というところの2カ所の中継局になります。そこは中継局の中には入れないんですけども、どうしても高い鉄塔等が建っておりますので危ないのはやはり落雷のときと、先ほど言いましたようにアースをとるようにはしておりますが、その付近にいると落雷のときには非常に危険だということで、それを注意喚起したいということで、その2カ所について示すように考えております。

○尾川委員 何枚つくるんですか。要するにそこまで心配せんでもえんじやけど、何か最近私も東京都の見ようたら、どこまで委員がチェックせにゃいけんのんかというのが非常に何か不安がある。危険度合いの対応について皆さんどの程度、こういう写真写しとるということは、業者が写してきたんかはやわからんのんですけど、そのあたりの対応というのはどういうふうに考えとんですか。

○柴垣危機管理課長 場所によって枚数も多少変わってくるかもしれませんが、人が付近まで行くような場所についてはやっぱり複数枚を考えております。

○石原委員 看板なんですけど、今地元でこれと同じ材質で同じぐらいのサイズのある看板を今製作したり検討したりしよんですけれども、こういうサイズのアルミの看板が割とイメージより安いというか、安価な金額でできるんです。例えば1万円少々であつたり、現時点で枚数ぐらいを想定してどのような設置方法、考えておられるのかなというところをお教えいただければと思うんですけども、参考までに。

○柴垣危機管理課長 設置方法については中継局をフェンスで囲うようにしておりますので、そのフェンス上部に設置を考えております。楯越山については片側がもう崖部分になるので、そちらからの進入っていうのはまず考えられないので、人のほうが入ってくる一方のほうに向けて設置を1枚ないし2枚というふうに考えています。加賀美の中継局については、こちら四方が歩いて付近まで行けるといふような部分になるので、こちらについてはやはり2枚ないし3枚程度をちょっと考えてはおります。

○石原委員 御答弁ありがとうございます。今の御答弁でいきますと、じゃ、2カ所合わせて想定では3枚から5枚程度合わせてという形でよろしいんでしょうか。

○柴垣危機管理課長 現場に合わせて枚数等も多少変更になるかもしれませんが、お見込みのとおりだと思います。（後刻「各1枚」と訂正あり）

○山本委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、議案第143号の質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないようですので、よって質疑を終結いたします。

これより議案第143号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第143号の審査を終了いたします。

***** 報告事項 *****

続いて、報告事項をお願いします。

○石原総務課長 それでは、総務課から1件報告をさせていただきます。

このたび備前市での一般職の任期付職員としまして、法曹有資格者を1名採用することとなりました。弁護士の資格を持った職員1名でございます。任期としましては、来月1月から平成30年度末、29年1月から31年3月末までになりますが、その間期間で総務課に配置の予定でございます。これはあくまで弁護士としてではなく、高度な専門的知識、経験を有する市職員として法律相談等を初めとする総務課業務に従事するものでございます。

以上、1点報告でございました。

○山本委員長 ほかに報告はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、今の件について何か。

○尾川委員 弁護士というんじゃなしに高度な専門的知識、経験を有する人というふうな表現したと思うんですが、それはどういう意味なんですか。

○石原総務課長 いわゆる弁護士としての資格、その肩書で仕事をしていただくということではなく、そういった法律面での高度な専門的知識、経験を有する者ということで従事していただくということでございます。

○尾川委員 ちょっとよう説明がわからんですけど、専門は何なんですか。医者でも内科がありゃ外科がありと一緒で、どうせ相当の年齢で経験者というか、そんな若い人は任期付任用で来るということはないと思うんで、そしたら民事訴訟なんか、刑事訴訟として得意なんか、そのあたりは公表できるのですか。

○石原総務課長 今まで弁護士としての御経験の中におきましては、法律事務所での御経験がございまして、当然民事も含めて御活躍をされておられまして、御本人としましては地方過疎地への赴任ということを強く抱かれていますということで、今回備前市のほうにも御要望いただいたというふうに理解をしております。

○尾川委員 要するにどういう訴訟を担当してというんがあるんじゃが。弁護士というても何でもかんでもできん。民事が得意なとかということを知って、要は備前市でも社会福祉協議会かな、弁護士の相談なんかをどの程度の頻度でしょんか知らんですけど、そういうことにもそうしょっちゅうあるわけじゃないんで、毎日とどめるんかどんなかようわからんのでその辺詳しく説明聞いてねえし、そんなことに発揮してもらや、任用しても構わんと思うんですけど、その辺がちょっと知りたいんですわ。

○石原総務課長 経歴の中では、民事ももちろんですが、裁判所からの選任を受けての成年後見業務等または社会福祉協議会が自治体からの依頼を受けての法改正の対応、町民向けの法律講座、講演なども行っておられるという経歴がございます。そういったところで、御活躍をされてきたというふうに理解をしております。

○尾川委員 最後に、年齢はどのくらい。

○石原総務課長 30代半ばです。

○津島委員 その人の履歴書みたいなのは見せてもらえんのかな。

○石原総務課長 個人情報にもなりますので、御容赦いただきたいと思います。

○津島委員 ほんなら、誰が審査して採用されるんですかな。

○石原総務課長 いわゆる職員採用になりますので、任用委員会で面接、試験等を行っての採用という経緯で行っております。

○津島委員 私は備前市の職員は大変優秀じゃけ、そねんなものは要らんと思いますけど。

○佐藤総合政策部長 一般職の任期付職員につきましては、いろんな職種が考えられるわけですが、今回の場合は法曹資格、いわゆる弁護士の資格を持った方でございます。赤磐市とか瀬戸内市にも、いらっしゃるということでございます。ということで、本市においても採用できたらなということでございまして、先ほど総務課長答弁しましたように募集しましたところ応募がありましたということで、任用委員会のほうで面接試験を行った後採用という運びとなったところでございます。

○津島委員 もうええわ、やめとく。盗人を捕まえてもらおうかと思うけ、まあええ。

○田原委員 手当は、どんなんですか。

○石原総務課長 給料につきましては、この一般職任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づいて決定することとなっております。そこで、給料表は特定任期付職員ということになっておりますので、個人の給料の額になりますので、この中で決定するというふうに御理解いただけたらと思います。

○田原委員 そんなややこしいことを聞きょうりゃへんのじゃ。何ぼ払うんかというて聞きょんじゃがな。その表がどうのこうの、そんなことは関係ないんじゃが。

○佐藤総合政策部長 先ほど総務課長が申しあげましたように、やはり個人の所得ということに関連いたしますので、その点の答弁につきましては御容赦いただきたいと思います。

○田原委員 個人の所得というて、やっぱりこれは住民関心のあることやからね、何で隠さんと

いかんの、これ。そんなことが個人情報かな。個人情報には違いないけども、そりゃ明らかに何か情報ないかな、明らかにする。私は知りたいです。じゃ、何級何号になるのかを教えてください。そこはえんじやろう。

○石原総務課長 先ほどの条例に規定されている額が1号給から7号給までございます。先日条例改正を可決いただきました改正後の金額で申し上げます。1号給が37万2,000円、2号給は42万円、3号給が47万1,000円、4号給は53万2,000円、5号給は60万7,000円、6号給は70万9,000円、7号給は82万9,000円、以上でございます。

○田原委員 ようわかりました。いや、それだけかなりの高級、弁護士にお願いするよりもこの人を常勤してもらわんといかんという、その辺の必然性についていかがでしょうか。

○石原総務課長 最初に申し上げましたとおり、庁内での法律相談を初めとしていろいろな債権管理の場合でありますとか滞納整理、そういった法的な知識を有する業務に即対応していただけるという部分と、コンプライアンス的なところも力になっていただけるものというふうに考えております。

○津島委員 来年早々から就任されるそうですが、法律面に従事されとったりいろいろな弁護士としても活躍されとったそうですが、当面旧アルファビゼンの電線泥棒の盗犯係ということで、それを重点的にやってもらうように言うといってもらいたいと思います。私の希望ですがな。

○石原総務課長 御意見として、承っておきたいと思います。

○津島委員 百条も大して前へ行かんので、ぜひこの新規採用の方に期待を私はかけておりますから、よろしくお伝えください。

○田原委員 今の意見とダブるんですが、自分たちの業務のためにじゃなしに市民のためにどうしたらいいのかという観点でしっかり法律相談をしていただきたい。市民の利益がどうかという判断で宣誓するじゃないですか。あれをよう読んで賢い人だからちょっと読んだらわかると思うんで、一般職で入られるんじやから、その辺をしっかりと公務員としての単なる法律家じゃないんじやから、その辺をしっかりとよく守って頑張っていたいただきたいと思います。これは希望です。

○山本委員長 希望らしいです。

それでは、休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時41分 再開

○山本委員長 それでは、引き続き委員会を開催いたします。

○柴垣危機管理課長 先ほどの防災行政無線の請負契約の変更の中で出ました質問についてお答えいたします。

まず、守井委員から質問のありました防草シートの耐用年数でございますが、10年から15年ということで今確認をしております。

それから、尾川委員さんから御質問のありました補助金額の変更ですけれども、当初の金額は

2億6,076万9,000円で当初は見込んでおります。今回の変更で、約98万円の増ということで申請のほうをする予定でございます。

それから、尾川委員さんと石原委員さんからございました看板の枚数のことですが、申しわけありません、私のほうが設計書のほうを見誤っておりました。各所で1枚ずつということで、それぞれ入り口付近に掲示をするということでございます。申しわけありません。御訂正をよろしくお願いいたします。

○山本委員長 この件についていいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、報告事項を終わります。

***** 所管事務調査 *****

引き続き、所管事務調査をやります。

○守井委員 企業からふるさと納税しようとするような場合は企業もいろんな考え方があるんじゃないかと思うんですよ。1つの事業だけだったらその企業がこれはどうかなというような感じもあるんで、やっぱり何点かメニューを出さなきゃいけないんじゃないかなというふうな感じで、提案していかんやいかんのじゃないかなと思うんですけど、その点はどうお考えなんでしょうか。

○野道企画課長兼人口減対策監 企業版ふるさと納税のほうなんですけど、まず市が行う事業で、特定したものを国へ計画として上げます。その認可を受けたものが初めて企業版のふるさと納税を受けることができまして、今回はもう1つの事業しか考えてなかったといいますか、それについての認可を受けておりますので、それを担当課にお願いしとんですけど、企業を回っていただいて同意いただける企業から寄附をいただくと、当然その金額につきましても事業費の内輪しかもらえませんが、複数いただきましたら事業費を超えるわけにはいかないんで、また新しく事業をいろいろ考えまして計画を立てていけば可能かと思っておりますので、そのあたりまた各課のほうと勉強しまして考えていけたらと思います。

○下山ふるさと寄附課長 今企画課長が申しましたとおり、それと委員さん言われましたように、やっぱり1つじゃなかなか実際私も企業を回らせていただきますと、企業のコンセプトだとかいろんな部分で合致しないと全額が控除にならないということでございますので、私どもとしても企業訪問するに当たっても回りにくいという部分がございますから、1つでなし2つ、3つあればいろんな部分でできるかと思っております。

ただ、企画課長が申しましたようにとりあえず今1つはオーケーをいただきまして、来年度以降事業課のほうとも検討しながらまち・ひと・しごとの戦略の中に入れておかないといけないというのがございますので、その辺一緒になって私どももやっていきたいなというふうに考えております。

○守井委員 それで、国の認可を受けるに当たっては、具体的に企業のほうからのふるさと納税をしますという確約がない限りには事業が進捗できないというような状況の中での認可というようなことを聞いておられるようなことなんで、反対に言えばその企業が何を求めて寄附ができるかと

いうところを先に把握してから、それに合致するようなものをつくって国に認可を求めるとい
う、そういうシステムでないと先ほどの話もありましたけれども、企業それぞれの考え方がある
かと思うんで、ということは広く応援して下さるそういういろんな企業を、反対に企業がどう
いうメニューだったら協力できるかというあたりを備前市出身の方がおられる会場、あるいは備
前市に企業がある会社、そんなところでよくお聞きになっていろんなメニューをやっぱりつくっ
ていくべきじゃないかと、そのあたりどうお考えか確認していただきたいと思います。

○下山ふるさと寄附課長 委員がおっしゃるとおりだと思います。実は申請するに当たっても1
つ要るということで、どういうのがいいですかということで、やっぱり数社回ってお話聞いたこ
とがございます。だから、今言いましたようにやっぱり企業イメージだとかいろんな部分での企
業としてもリスクといいますか、経費が全額控除にならないというところがございますので、そ
の辺はしっかりいろんなメニューを持って私どもが今つくっておりますまち・ひと・しごとのパ
ンフレットを持って回っていくというのも一つの方法でございますので、委員さんのお知り合い
等もございましたらぜひ言っていただければ私どものほうも訪問していきたいというふうに考え
ておりますので、情報提供よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○守井委員 せっかくの制度なんで、うまくいくように全員で協力して進めていただきた
いなと思いますので、よろしくお願ひいたします。返事は結構です。

○尾川委員 具体的に会社の名前を挙げてと言うたら問題なるかもしれんけど、回ってどうい
う反応なんですか。

○下山ふるさと寄附課長 ふるさと納税の企業版というのが新しくできましたということでの説
明と、その制度によって100万円をもし寄附をしていただいたということになりますと6割分
が控除になると、だから残り4割というのは損金で扱いができないということで、早う言えば経
費に認めていただけないというようなことになります。そういう制度説明から入りまして、それ
からじゃ、どういうものであれば寄附をしていただけますかというような具体的なお話をさせて
いただいております。御存じかどうかちょっとわかりませんが、本社が備前市内にある企業はだめ
ですよ。だから、支店が備前市にあるというのはオーケーなんですよね。だから、そういうと
ころなんですけども、それとあくまでもこれが一番問題なんですけども、利益供用と申しますか、見
返りをしたらだめですよというのがあるわけなんですよね。ですから、極端な話申しますと備前
市からの公共事業を受けているようなところであればなかなかしにくいと、極端な話申しますと
寄附をしていただいたから便宜を図るといふか、指名に入るだとかというようなことも考えられ
ますので、その辺で非常に難しい部分、企業といたしましても基本的には民間の方はもう利益追
求ということになりますから、何がしらのやっぱり利益を求めたいというのが本音だと思いま
す。そういう部分での非常に新聞とかにも出ておりますが、やっぱり先に1社以上のところを見
つけないと申請ができないという、クリアしていかないとなかなか厳しいものがございますの
で、それからその会社の業績ですよ。あくまでも経費になっても、そんなことをして赤字にな
ればだめですからね、経費に認められないということですから、やっぱり景気のほうも含めた部

分、ですからうちといたしましてはやっぱり会社の企業イメージというか、いろんなところに社会貢献しておるようなところがあるかと思います。もう今までにPRをして、それに合うようなものを持っていかないとなかなかやっぱりしていただけないというのが実感でございます。

○田原委員 今の話の中で1社以上の予約というか、理解者が必要だと、こういうふうな答弁でした。ちなみに、そのアマモの件はどこ企業が協力してくれそうなんですか。

○下山ふるさと寄附課長 それは実は両備ホールディングスが今回協力していただけるということで、申請をさせていただきました。

○津島委員 先日の質問で1つ大事なことを言い忘れたけえ、ここでちょっと課長に聞いてみたいと思います。

ものには相場というものがありますな。例えば何でもええ、この電化製品でも1万円上代のカタログがついたら備前市は大体何ぼぐらいで譲ってもらおうかな。

○下山ふるさと寄附課長 備前市のポイント制でございますが、1ポイントが1万円の寄附に対して与えられるポイントでございます。1ポイントに対しまして備前市は基本49%というのが要項で決めておりますので、ですから今言いますように、もし時価として1万円程度の家電製品だと仮定すればこれ半分になりますから、2ポイントということになりますね。寄附であれば2ポイントをして、初めて1万円相当のものがいただけると、返礼品としてもらえるということでございます。その49%というのは、あくまでもその商品の単なる価値ではございません。これは消費税も含まれますし、全国へ発送になります、送料もこれ含むということになります。だから、大きさにもよるかと思いますが、500円から1,000円以上の送料が必要になってくるということになります。ですから、それを差し引いた分がその物の価値というか、そういうものになるんじゃないかなというふうに考えます。

○津島委員 課長は、電化製品なら1万円の電化製品を買うのに何ぼまけてもらうかなというて言よんです。

○下山ふるさと寄附課長 まけてもらうというか、申請をしていただくときに皆さんが工夫をしてポイント設定というのをしてきます。今言われるように市場価格よりもかけ離れているようなポイント設定をしてくる業者さんがもしあるとすれば、私どもも出てきた時点で市場調査をさせていただきましてちょっとこれは高いんじゃないのということでの指導じゃないですが、状況を聞いて、それでこうこう私どもが調べたらこういう価格なんだけどもどうなんだろうかということで実際に価格を訂正していただいたもの、それから掲載を取りやめたというんか、申請を許可しなかったものというのがございます。ですが、今話の中でまけてもらうんかというお話でございますが、これはあくまでも申請主義でございまして、あくまでも市場価格と余り離れていないということであれば認めておりますので、金額的な値段交渉はしておりません。

○津島委員 私の考えですけど、1万円の電気製品じゃったら8,500円ぐれいでまけてくれると思うんで、その1,500円の行方はどねんなんならというてちょっと考えよんですけど、どんなですか。

○下山ふるさと寄附課長 もし許容範囲内ということは、そこが利益だというふうを考えるのが妥当だと思います。

○津島委員 その利益を今度は何にどう転嫁されたんでしょうかな。

○下山ふるさと寄附課長 市といたしましては、それを私どもが利益としているんじゃないですから、それは事業者のほうの利益というふうになっていると思われま。

○津島委員 事業所の利益、いうても合点がいかんげ、備前市が返礼品を買うたわけじゃ。それ定価やこうでは買うとりやせまあなと思うて、私はそういうふう質問しよんじゃ。私に相場値切らしゃ値切るけど、その利益というんかな、安う買うた分をまた返礼品を買うのに安う買うた分ぎょうさん買いますわな。わからん、言ようこと間違うとる。それで、その安うしてくれた金額はどういう使い道をしたんでしょうかなということよ、要は。

○下山ふるさと寄附課長 今言ようられるのは、ポイントを設定するときにもう安くなったということでございます。ですから、1ポイントであれば私どもは4,900円しか払いませんよという設定をしてきてるわけですね。それに合わせて、事業者さんは商品を選別してくるわけです。だから4,900円、送料全国送るのも送料と消費税とか、自分ところの利益も含めて4,900円という設定をしてくるわけなんです。だから、その時点で私どもは値引きもしていたらと、いただいておりますというふうにご考慮するわけなんです。

○津島委員 率は。

○下山ふるさと寄附課長 率は49%でございます。

○津島委員 49%もまけてもろうたん。

○下山ふるさと寄附課長 いえいえ、その率が幾らというのはちょっとわかりません。事業所によって違います。それと、あくまでもこの返礼品を出すに当たって、見ていただいたらわかるかと思うんですけども、お米というのはやっぱりいろいろあるかと思ひます。どこの自治体も出していると思ひます。よそのある自治体であれ、備前市もそうなんです、10キロのものもありますし15キロ、20キロという、容量が違ふわけなんです、グラム数が、同じ寄附金額であっても。それはやっぱりその事業者1人ずつが仕入れ内容、いろんな部分で工夫をされてポイントを押しえて出されているというふうにご考慮しておりますので、あくまでも私どもは、もううちはこれだけしかポイント、1ポイントならこれだけしか払いませんよと、それに見合うような商品を持ってきてくださいなということでございますので、一々出てきたから安うせいと、それから事業所によって返礼品の率が違ふということはございませんから、その辺はちょっと御理解をしていただければ、そのシステム自体がちょっと普通の商品を買うというのとは違ふんだというふうにご認識していただければと思ひます。

○津島委員 米は、私の感覚じゃ収入印紙ぐれいのことしか思うてねんじゃ。米は1種類じゃから、大体、H商店の米は、県内産じゃろう。じゃから、米やこうじゃなしに電化製品や自転車、ちゃりんこなんかは結局ぎょうさん種類がありますが。それで、型落ちのカタログじゃったら半値8掛けとか、いろいろH商店の米なら古米じゃったら安いわな。それを仕入れるのにその差

額、定価からまけてもろうた価格の差をどういうふうに使われたんかなというてずっと言よんじゃけど、それどねんなん。ようわからん。ポイントというのはもうわからんの。

○下山ふるさと寄附課長 私どもが向こうから提示された金額で仕入れるというか、購入するというやり方じゃないと、あくまでもうちは1万円の寄附であつたら4,900円しか払わないよと、極端な話申しますと送料が違つても高くなつても沖縄のほうであつたら2,000円ほど要つても4,900円しか払いませんよという仕入れの仕方でございますので、通常の商品の仕入れ方と違ふというのをまず認識していただきたいと思います。それによつて、今委員が言ようられる差額があるだとか、まけてもろうたという部分であれば、これは企業努力してポイントを下げてくるということでの対応をしていただいているということでございます。うちがどうこうというのではございません。

○津島委員 4,900円なら商人なら、それからしこたまもうかるようにしとるわけじゃ。それをよう研究したんかなというて。

○下山ふるさと寄附課長 先ほども申しましたように、そのポイントを設定するに当たりまして、その4,900円払うのが妥当かどうかということで実際の市場価格、ある程度の市場価格、それから送料を含めた部分で私どもも計算しておりまして、その事業所から出た申請のポイントが正しいかどうか、適正かどうかというのは判断をさせていただいております。

○津島委員 信用します。

何じゃかんじゃと言うとるのは別にどうちゆうことはねんじゃけど、世間の人がまけた分を担当が懐へ入りよんじゃねんかという感じを受けられたらいけんから、ここで言ようるわけじゃ。

○下山ふるさと寄附課長 やっぱり市場価格と余り離れ過ぎますとポイントが実際高くなりますよね。高くなりますとやっぱり寄附をされる方も、これは還元率が悪いねというふうに判断されるかと思ひます。前も言ひましたように、九州のほうは還元率が非常に高いんですよ。だから、1万円であれば市場価格でやっぱり人気があるものがあればプレミアム価格がつくのと一緒に7,000円相当の焼酎なんかになると、地元じゃつたら5,000円ぐらいで買えるのが市場に出れば7,000円ぐらいになる。逆に1万円をもし寄附したとして、7,000円相当のが返つてくるといへばお徳感がありますので、やっぱりそういうところにされるというのは可能性としたらあるかと思ひます。ですから、私どもは49%というのを設定しておりますが、実際には2,000円ぐらいのものしか価値がないということであれば、やっぱり選んでくれる率が非常に悪くなりますので、事業者のほうもその辺は全国のふるさと納税のそういう返礼品を参考にしながら価格設定というのもしておるようでございます。自分ところから選んでほしい、選んでいただいて返礼品を出して初めて利益というのが発生するわけでございますから、初めから私どもが100セット先に購入するということもございませんですから、やっぱりそういう部分では自分らもそれなりの適正価格じゃないとだめだというのは認識していただけるんじゃないかなというふうに思ひます。そこで、私どもはこの金額しか払いませんよという初めから決めさせていただいておりますので、職員が不正なことができるというようなシステムではございませんので、

その辺は御理解していただければよろしいかと思ます。

○津島委員 前回の委員会でも言うたように、これふるさと納税というのは国民の税金じゃから、自治体間の奪い合いで備前市がぎょうさん27億円も集めたらせらう自治体もあるから、それをよううちだけ他人のふんどしで相撲取りゃえんじゃというような気じゃなしに、ちいたあこの自肅を総務省から言われとるから、ようそれに沿ってえろう後ろめいた、守井委員はまだやれと言ようけど、私は喜ぶもんがおりゃ泣くもんがおるから、じゃから課長よう考えてぼっこう泣かさんように仕事をしていただきたいと思ます。いかがですか。

○下山ふるさと寄附課長 前回の委員会のときに、委員さんから片山元総務大臣が書かれておる新聞記事のことを申されました。自治体で競争をするという御意見も当然あるというのは認識しております。

ただ、また別の考えといたしまして神戸大学のそういうふるさと納税を非常に勉強されとる准教授の方がいろんな本に書かれておりますのが、今までの自治体の資金調達の方法といたしましては国や県やそういう多くの予算は地方交付金も含めてそこからいただいてというか、補助をしていただいたということがございました。やっぱりその方が言うのは地区外、市内じゃなしに地域外から外貨を稼ぐというか、国で申しましたら日本の国が海外から調達するというんか、貿易でもうけるというんか、そういうのを重視されてなかったけども、予算を獲得するに当たって国のやっぱり財政の余裕がなくなった部分では自分らでも稼ぐといひますか、地域がそういうのを求められとるとということもあると、実際に工夫や知恵で独自の財源が確保できるようになったということで、それはやっぱり自治体の自主性を促すことにはなつとると、そういう貢献もしておるんだという学者の方の考え方もあるというのもあります。委員さん言われるように、醜いそういうお金のやりとりというのはやっぱり避けていって、その辺は自主性というか、みずから地域のやっぱり魅力を発信して、それで備前市にとってこういうのをしてよかったと、あくまでもお金の使い方ということでお金の集め方というよりも集まったお金をどううまく使って活用していくかというのが一番求められていることなのかなというふうに考えておりますので、やっぱりそちらのほうへ目を向けていかないといけないのかなというふうには担当として考えております。

以上でございます。答えになっていないかもわかりませんが、そういうことで頑張っていきたいと思ます。以上です。

○津島委員 市長に聞かにゃいけんけど、私が最後に今バブルでどんと28億円近う集めとるけど、これが自肅を食ろうてどんと下がった場合には今までの市長が頭へ描いとる施策はどねんなんならというたら、何か知らんとぼけた答弁をしとったけど、そりゃ課長は答弁書を書いとらん、ありゃ勝手に言うたんかな、一問一答で、どうやったかな。ほんなら市長にかわってどんと下がった場合にはどんな今度は施策をやめにゃおえんわけじゃ。当て込んで施策をしとるから、それはふるさと納税が例えばぼんともう物すごい規制で自肅された場合にはどねんな、課長の腹のうちを聞かせてくれるか。

○下山ふるさと寄附課長 寄附をしていただくときに、どういうことに使わせていただきたいと

ということがある部分意思が反映できるということで希望を聞いて、それを集計して財政当局にはこういう希望が多いぞということで通知をさせていただきまして、財政当局がそれを判断して施策に持っていつていると。それから、すぐに使えないというんか、3月に来てすぐ事業に移れないのがございますので、基金のほうへ一時プールするというのをしております。私個人的な意見というのを求められておりますが、今までの施策として見ておりますと、やっぱり単年で終わるような施策で使っておるとというのが現状だと考えております。例として挙げれば、教育の部分での希望が多うございましたので、教育の面に対してトイレの洋式化だとかクーラーをつけるというような事業にしっかり使っているという実績も出ております。ですから、やっぱり長期的というんですか、経年性があるようなものじゃなくてやっぱり短期で今いいねと、活力が出るねというようなのに使っているというのが現状でございますので、極端な話を申しますとふるさと納税が急に来年もう半分になるとか、10分の1になるというようになったときにも、すぐに困ってしまうというふうにはならないのだろうと、施策としてそういう使い方をしておりますので、そうならないだろうというふうには私どもも考えております。

○津島委員 市長のように言うてえてよ。終わります。

○田原委員 やっぱり本来の趣旨をしっかり踏まえてなかったら、その大都市からのことが多いわけですから、具体的に世田谷区が逆襲を始めたじゃないですか。よく知つとられると思うんですが、私らよりも。やっぱり本来の趣旨に基づいたことをやっていなかったら大変だということ警告しておきます。長続きする施策じゃないと、大都市圏、いわゆる有権者の多いところからの逆襲が始まるということで、それは神戸大学の先生もそうかもしれんけども、やっぱり片山先生の危惧のほうは私は当たるとるんじゃないかなという感じがします。そういう中で、短期的な施策ということで、それは結構なんですけども、じゃ、高校生の5万円これ短期的かということも言いたいし、3年間しようというような施策、結局財政課長ね、備前市は金持ちなわけ。

○河井財政課長 財政状況は、以前と比べましては悪い状態ではありません。徐々に改善はしてきております。ですから、ある程度計画的な基金の積み立て等も実施してきておりますので、ただこれは他市のほうも同じような取り組みをされておりますので、数値的なものですね、そういったものは県下でも皆さんが改善に取り組まれているという状況でございます。ですから、ただ単に備前市だけがお金があり余っているという状況ではございません。

○田原委員 そのあたりをしっかりとPRしなかったら、どんどんもらえるから備前市は何か裕福になったかのような錯覚をするわけですね。私、そのほうが怖いと思う。今まで財政が厳しいんだ、厳しいんだと二口目には言うじゃないですか、財政が厳しい、何もできん。そう言いながら、ふるさと納税が入ったから心配ないんじゃ、短期的にどうのこうのということでやるとやっぱり依存してしまうんよ、みんながね。備前市は金持ちなんだろうか、金持ちならもらやあええじゃないのと、こうなるわけ。確かに、財政的には以前よりは好転しているというのはわかります。ところが、よその自治体と比べたらやっぱり県下で1位、2位のトップ争いしとることも現実なんじゃから、そのあたりもやはり住民の皆さんにその辺はアピールしてなかったらアリとキ

リギリスじゃないけども大変なことになりませんか、依存体質になってしまいますよという心配をしています。いかがですか。

○河井財政課長 委員御指摘のとおり、財政サイドとしましてはやはり臨時的な収入にとらわれずに今までと同じようにその収入を当てにせず運営できるような財政体制を構築できるように努めているところでございます。ですから、予算の調製、査定等におきましても厳しく職員のほうに指導しているところでございます。

○田原委員 その点よろしくお願ひしたいと思います。

○石原委員 済みません。ふるさと納税に関連してなんですけれども、以前も御答弁あったか、御寄附をいただいた方宛てに返礼品をお送りするのはもちろんなんですけれども、それと別でお礼状は出されておるということで認識しとったらよろしいですかね。

○下山ふるさと寄附課長 お礼状に関しましては、お金がクレジットとかのもございますし、郵便局の分もございますから、お金が備前に到着した時点で証明書と一緒にお礼状を送らせていただいておりますのと、再度年度最後まで終わった後、ことしであれば6月になりましたが、集めて金額がこれだけになりました、こういう事業に使わせていただきますのと使う予定ですということでの実績報告、やっぱりこれが一番今後大事になってくるということでございますので、それとことしは備前焼ミュージアムの招待券を2枚入れて実績報告をさせていただきました。だから、今後もやっぱり実績報告というのは一番でございますので、お礼状だけでなくそういうものも今後継続してまいります。

○石原委員 そのお礼の文面も、もし可能ならこういう形の文面でお送りしていますというのをお見せいただけたらと思うんですけれども、単なるイメージなんですけど、じゃ御寄附いただいた方にこういう事業に寄附金を使わせていただきました、これすごい手間もかかるし、寄附した方に向けては、あなたの御寄附は思いを反映して教育に関連することとかこういう事業に具体的な事業名を上げてお礼をされとるのか、もう全体として捉えて備前市ではこういう形の事業に運用させていただきますというような大まかなお礼なのか、どちらの形なんですか。

○下山ふるさと寄附課長 使途別ではなくて、一般的な部分での全体一緒のものを送らせていただいております。礼状に関しましては、どういう文面かということであれば、開示することは可能でございます。

○石原委員 また、機会があったらよろしくお願ひします。

それから、提言なんですけど、今何項目か寄附の目的の設定をされていますけれども、一つの考え方として、そうやって指定していただくんじゃなくて、もうとにかく備前市のために使ってくださいというような方法がもし可能なら、今いろいろ修正されたり減額になったりというような動きもあるんで、そのほうが単純明快でもうとにかく備前市のために使うんだというようなことで考えるんですけれども、その寄附の目的の設定というのはあくまで必要なんですかね。

○下山ふるさと寄附課長 寄附の目的でございますが、やっぱり一つの考え方といたしまして市民税だとか所得税も含めて税として目的税は別といたしまして住民税を納めた場合、いろんな部

分に活用されていると思います。それがなかなか使途が言えないということでの納税者の意見があったわけなんです。これもあくまでも自分の住んどるところの税金が安くなるということでございますから、やっぱりこういうのに私は使ってほしいという意思表示ができるということでの一つの方策がふるさと納税のシステムだというふうに認識しております。本にも、そういうふうに書いている部分もございました。ですから、やっぱり委員さんの言われるのも全く間違いじゃないと思います。もう何でもいから備前市を応援してやろうという方もおられますので、そういう方はその他というのを選ばれるわけなんです。そういうのもございますから、やっぱりある程度の使途は希望として残したほうがいいのかというふうに考えております。

○山本委員長 それでは、その他で何か。

○尾川委員 備前焼ミュージアムの件なんですけど、備前緑陽高校の子供がRESASのコンテストに応募してかなり分析されとるのを持っとなんですけど、その後どういうふうな動きなんか説明してもらえたらと思うんですけど。

○藤田秘書広報課長 今後の企画展とか、そういった動きですか。

○尾川委員 まず、実績を。館長もかわってやっておられて、そういう結果が出てきとんかなと、数字だけじゃねえというもんもあるんですけど、やはり客数というのは一つのデータで判断基準とは思ってますけど。

○藤田秘書広報課長 現在、4月から11月末の時点で入館者数につきましては7,083名ということになっております。昨年度の4月から3月までの実績が7,765人ですので、あと4カ月ぐらいでどれくらい入館していただけるかなというところでございます。ちなみに観光シーズンの10月、11月、備前焼まつりもあるところで申し上げますと、10月が1,446人、昨年が1,078人ということで数字的にはかなり伸びているという状況でございます。今後のどういった催しをしていくかということにつきましては、館長以下学芸員のほうでいろんなところの教育的なものも考えたり、ミュージアム独自の今までの陶友会がやっていたころとは違う視点から企画展等を考えております。

○尾川委員 緑陽高校の生徒によると備前焼ミュージアムの催しに、地元岡山からの集客が目立つというふうなことで、長船刀剣博物館は多様な地域からの幅広い年齢層の集客というふうな指摘されとるわけです。サンプリング数は少ないんですけども、そういった面で臼井先生も学術的にはプロなんでしょうけど、そういう集客についてやっぱり長船の刀剣博物館でもいろいろ運営が歴女というんか、漫画というたらアニメの世界とコラボしたというふうなことでももとの刀剣博物館の頭のかたい人というたらまた言葉が悪いんですけど、そういう人は抵抗感あったんじゃないけど、そういうことに取り組んで新しいお客を開発というか、集客できたというふうな話も聞いたことがあるんで、ある程度ミュージアムも何かそういうことを誰かが鈴つけるというか、臼井先生になかなか言うてきかすというたら大変な作業なんですけど、そういう面で何か企画というか、そういう面での取り組みというのは何か考えられとんですか。

○藤田秘書広報課長 集客力でいいますと刀剣博物館もそうなんですけれど、瀬戸内市立の美術

館の館長をされております館長につきましても今現在専門員ということでこちらのほうへ来ていただいております、そういった集客についての催し等を担当していただいているいろいろと企画を練っていただいているという状況でございます、ただやはり備前焼ミュージアムですから備前焼、陶磁器が中心になろうかと思えます。館のほうにもいろんな温度、湿度等の展示できるものの制約がございますので、そういったところも考えながら検討していきたいというふうに思っております。

○尾川委員 ちょっと答弁が気に入らんですけれど、何か新しい視点ができるような仕組みをなかなか言うてきかすというわけにはいかんと思うんですけれど、そのあたりで少し目先を変えて、それと臼井先生の力というのを私は相当評価しております。ですから、子供に対して平素学校等で話をしてもらって備前焼のよさというものを伝えてもらえるようなことを気長にすぐ人がふえてくるというだけじゃなしに、やっぱり田をつくって収穫というんか、集客をすぐ期待せずに長い目でスパンで取り組みというのをやってほしいと思うんです。これは要望ですけどね。ちょっとその点、私の言ようことが理解できるかどうかわかりませんが、そういう視点で切り口でそういう面もあってもええと、それから長船みたいにああいう形でのコラボをやっていくとかというふうなことを少し相当頭の切りかえせんと、閑谷学校でも例えばもう紅葉だけじゃなしに平素来てほしいという昔から伝統的な人もおるし、そうかというてもう紅葉でも見てきてもらえりゃ、もうとにかく人がふえさえすりゃええというふうな考え方いろいろあるわけですけど、そのあたりをやらにやいけん。どこまで担当者が介入するんかわからんですけれど、備前市立になつたんですから、できる限り有効に活用していただきたいというのがこっちの要望ですけど。

○藤田秘書広報課長 備前焼ミュージアムの運営協議会のほうもございまして、いろんな方面の方からも御意見をいただくようなシステムにしておりますし、頭を切りかえてということでしたので、いろいろとアイデアを出して検討していきたいと思えます。

○石原委員 しばらく前に市民の方と話をしたんですけれども、市営化されて運営されとんですが、なかなかあの施設単独で利益を上げたりとか、そういうことはもうかなりこういうのはもう難しい、とにかくもう備前焼振興のためにということでしょうけれども、そういう中で例えばですけれども、陶友会さんがメインの団体ありますけれども、もうそこにこだわらず備前焼作家さん全てとタイアップというか、意識を共有して盛り上げていきたいと思いますというようなことで、例えばですけど備前焼をある程度の金額購入された方に対して入館料を減免するような、極端な話無料化であったりというようなところも協議検討されたり、とにかくそのいろんな大胆な運用方法、運営方法というか、そういうところも鋭意検討いただければと思います。

それから、前も申し上げたと思うんですけれど、とにかく今の状況ではずっと1階から4階まで同じような色合いの備前焼が並んで、それはそれで備前焼ですから当然なんですけれども、ずっと並んだだけではもう途中でおなかがいっぱいになりますよというようなことで、実際に訪れた方が直接触れたり味わったりというようなところもできるようなスペース、空間づくりにも取り組んでいただければということで、もう大胆な見識を持って取り組んでいただければと思

いますが、いかがでしょうか。

○藤田秘書広報課長 観光面とのタイアップということで言われたんだと思うんですけど、直近で言いますとその備前焼まつりに来ていただいたお客様で幾ら以上買われた方には無料券を差し上げたりとかというようなところで、まち営業課とも一緒にやっております。刀剣博物館ですか、といったような大胆な発想でというふうなこともいろいろと指示して考えていきたいと思えます。

○守井委員 ちょっと違うんですけど、年末を迎えるというふうなことで新聞の中にもいろいろあるんですけども、先日の西上議員の一般質問との絡みもあるんですが、文書の管理、それからいろいろ新聞沙汰にもなっている贈収賄とか、そういう事件が起きておる、それから勝央町のほうでは文書の偽造が起きたとか、そういういわゆる職員に対する綱紀肅正という形のものはいっぱい設定をぜひしとっていただきたいというふうに思うんですが、そのあたりの取り組み等についてはどのようになっていますか、ちょっと御報告いただきたいと思えます。

○石原総務課長 綱紀保持肅正につきましては、定期的に部課長会議を通じまして行っているところでございます。年度当初、それから直近で申しますと今月12月の部課長会議におきましても適正なる事務の執行を含めて年末年始特に飲酒等の機会もございますので、そういったことを含めての綱紀保持ということで職員のほうには徹底をしているところでございます。今後とも気を引き締めて、そういった面には取り組んでまいりたいと思っております。

○守井委員 もう一点だけ、それで金銭の管理等についても以前盗難にあったというふうな事案も何年前にあったと思うんで、そういうことがないように、そういう面も含めて徹底していただきたいと思うんですが、もちろん文書管理も徹底していただきたいと、見直していただきたいというのもございます。その点はいかがか、お願いいたします。

○石原総務課長 議員からも御指摘がございましたように公金、それから文書の取り扱いにつきましても今年度におきまして常々そういった通達、通知のほうを出しているところでございます。改めまして、本日御提言をいただきましたので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○守井委員 よろしく申し上げます。

○石原委員 公有財産に関してなんですけれども、その中の一つ旧アルファビゼンでありますけれども、市長の見解と私の見解とがもうまるっきりかけ離れてなかなか広い見地からの検討、どうあるべきかの検討を求めるんですが、なかなかもう再利用に突き進むというような形で捉えています。ぜひともお願いひとつしたいのは、もうあくまで市長の大方針もありましようけれども、本当にどういう形が将来の備前市にとってふさわしい形であるのかということもしっかりと御検討いただきたいと思えます。

そういう中で、1つ確認なんですけれども、あの建物をじゃ、例えば解体をしてあの後に何らかの機能を集約したような複合化したような施設をもし仮に建設するというのであれば、解体費用についても合併特例債は適用になるんじゃないかね。確認なんですけど。

○河井財政課長 基本的には、適債性のある事業であれば合併特例債の可能性はございます。ただし解体費用のほうが例えば建設費用より高いとかということになりますと、やはり協議をしていく必要があるかと思えます。

○石原委員 それから、解体後にもし仮にその何らかの施設適用になるか否かわかりませんが、何かの機能を集約したような施設を建設する場合も、その建設費用に対しても合併特例債は適用になる可能性はあるということで捉えておいてよろしいでしょうか。

○河井財政課長 新市まちづくり計画に基づく合併に伴う事業であれば、合併特例債として認められる事業であれば、そういった可能性はあるということだと思います。

○石原委員 検討の一つとして、それから市民の皆さんと一緒に考えていく中で、お願いをしたいのは一度ある程度の費用も必要かもしれませんが、あの施設を今のこの時代にもし解体をすれば幾ら果たしてかかるのかというようなところも一度試算をして提示いただいて、どうしていくべきかというのをぜひとも判断材料の一つとして上げていただきたいんですけども、そちらについての取り組みについてお考えお聞かせいただければと思います。

○平田施設建設・再編課長兼庁舎建設担当官 解体につきましては先日も一般質問で市長が答弁をしておりましたとおり、執行部の方針としては解体という選択肢はないという状況でございますので、今の段階でその費用をかけて解体費を算出するといったような考えは今のところはございません。

○石原委員 明確な答弁もなかなか難しいですけど、一応委員の意見の一つとしてお聞きいただければというふうに思います。

○平田施設建設・再編課長兼庁舎建設担当官 御意見として承っております。

○山本委員長 ほかにはよろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これもちまして本日の総務産業委員会を終わります。

御苦勞でございました。

午前 11 時 45 分 閉会